

平成 28 年度「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業」成果報告書

団体名	鳥取県
-----	-----

I 概要

1 事業の概要

(1) 目的

障がい者スポーツの体験や障がい者アスリートとの出会いなどを活用した交流及び共同学習の実施を通して、鳥取県における交流及び共同学習の充実を図るとともに、障がいのある人の社会参加や障がいに対する理解・啓発と障がいのある児童生徒一人一人の将来の健康で豊かな生活の実現、鳥取県の障がい者スポーツの振興を目指す。

(2) 内容

障がい者スポーツの体験や障がい者アスリートとのふれあいをおとした交流及び共同学習を実施する中で、障がいのある子とない子相互の理解を図る。また、その中で交流及び共同学習における児童生徒の変容を明確に把握するための視点についても検討を行う。

(3) モデル地域の取組

モデル地域においては、ゴールボール及びフロアバレーをとおして交流及び共同学習を行い、その中で障がい者トップアスリートを招いての交流や中学校生徒や学校教職員を対象とした事前学習の実施、生徒の変容を明らかにするために生徒へのアンケートの実施等を行う。

鳥取県教育委員会は、モデル地域への助言と県内特別支援学校等への周知を行う。

2 事業の成果

本事業の成果については、以下のようなことが挙げられる。

(1) 特別支援学校における成果

特別支援学校においては、同年代の仲間と共に活動する貴重な機会となり、交流を繰り返す中で、主体的、積極的に交流相手校生徒と関わろうとする姿が見られるようになった。また、交流以外の場面においても、交流相手校生徒に送るエールを考えたり、学校生活の中でも話題にしたりなど、地域の仲間と関わりを楽しみとする様子が見られた。

(2) 中学校における成果

中学校においては、特別支援学校の生徒や障がい者アスリートと出会い、実際に障がい者スポーツを通して楽しみながら同年代の生徒と交流ができたことで、偏見なく障がいのある仲間への理解が深まり、また障がい者アスリートに対し率直に尊敬の念を持つことができた。その中で障がいの有無にかかわらず楽しめるスポーツがあることや、ルールの工夫により楽しむことができるということも理解できた。

また、事前のアンケートの結果から、交流前は交流及び共同学習に対して「不安である」と答える生徒が多かったが、交流後には「楽しい」と回答する生徒が増加した。これは特別支援学校の児童生徒や障がい者アスリートとの出会いや障がい者スポーツの体験等を通して、共に楽しむ中で「知らない」という不安が解消されたことによる変容であると考えられた。

交流後の変化として、総合的な学習の時間の中でのディスカッションにおいて、障がいのある人や妊娠中、あるいは小さな子ども連れの人にとっての快適な環境について、自発的に論議するなど、障がい者という存在が特別な存在ではなく、障がいの有無にかかわらず誰もが暮らしやすく、楽しめることが大切だという意識の高まりも感じられた。

また、障がい者スポーツや障がい者アスリートとのふれあい等を通じた交流を通して、障がいのある生徒との自然な関わりが生まれ、障がいのある生徒に対する理解が深まり、障がいのある人をお世話する対象ではなく、共に楽しみ共に活動できる仲間であるという認識へとつながった。そして、生徒が障がいについて「知る」「体験する」「考える」というレベルにとどまらず、主体的に今後の共生社会形成について考える姿につながった点が成果であった。

(3) 普及についての成果

観点を設けてアンケートを実施することで、障がいのない生徒の変容についても客観的に見とることができ、交流及び共同学習の意義についてもモデル地域内で共有することができた。

また、モデル校の取組状況については、鳥取県特別支援学校運動・スポーツ推進協議会等を活用し、障がい者スポーツ等を活用した交流及び共同学習の取組について県内特別支援学校等へ周知することができた。

3 事業の課題とその解決のために必要な取組

本事業の課題と必要な取組については以下のとおりである。

(1) 成果の周知について

本事業の成果については、県内の特別支援学校への周知は行うことができたが、小・中学校、高等学校等への周知が充分といえなかった。

解決に向けては、各特別支援学校や小・中学校向けの研修会等を通して情報を発信していくことが必要であり、また、鳥取県としての交流及び共同学習の取組を整理したリーフレットの作成と配布、活用を通して、広く本事業の成果を広めていくことが必要と考えている。

(2) 交流及び共同学習の評価について

今後さらに交流及び共同学習を推進していくためには、交流及び共同学習における生徒の学びを明らかにし、教育課程上の位置付けを明確にしていくことが必要である。

そのためには、モデル地域を中心として、交流及び共同学習における生徒の学び、特に障がいのない子にとっての学びを明確にすることが必要であると考えており、評価の観点やアンケートの項目、年間指導計画、等の検討を進めていきたいと考えている。

※鳥取県においては、法令及び条例・医学用語・固有の名称等の表記を除き、障害を「障がい」と表記。